

諮問番号：令和7年度諮問第14号
答申番号：令和7年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和5年7月21日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

賃借人である審査請求人は、賃貸人・管理会社である株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A社」という。）の不手際によるトラブルやA社従業員の不適切行為が続いたことに耐えられず、賃貸借契約の解除を申し出たものであり、転居に伴う敷金等諸費用の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ認められなかったことは不当であり、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和5年7月10日付けで審査請求人から転居に伴う費用の支給を求めて本件申請があったものの、審査請求人が前住居（以下、「本件住居」という。）の賃貸人であるA社に対し解約を申し出ており、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）カ及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日

社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問30答に照らし、敷金等の支給が認められないことから、同月21日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、本件住居の賃貸借契約解除の理由は債務不履行による解除であることから、転居費用を支給しないとする本件処分は不当である旨主張する。

局長通知第7の4(1)カのとおり、敷金等については、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」には、一定の範囲内において「必要な額を認定して差しつかえないこと」とされている。また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、課長通知第7問30答14のとおり、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」とされている。さらに、課長通知第7問35答のとおり、不動産手数料及び保証料等については、敷金等として、必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえないとされている。

これを本件について検討すると、①審査請求人は、A社との間で、貸主をA社、借主を審査請求人とし、本件住居について、契約期間を令和4年8月10日から令和6年8月9日までとする賃貸借契約を締結しており、貸主から契約解除する場合は、あらかじめ解約する6ヶ月以前に書面にて通知をすることが必要であるものの、A社から審査請求人に対し、解約日の6ヶ月以前に書面で通知した事実がないこと、②令和5年5月31日、審査請求人はA社に対し、同年7月31日をもって本件住居を退居するとして、賃貸借契約を解約することを届け出たこと、③同年6月19日、処分庁はA社から、審査請求人が本件住居を退居することになった経過等を聞き取り、審査請求人とA社の間で発生したトラブルにより、審査請求人から退居を申し出たことをA社から確認したこと、④同年7月10日、審査請求人は処分庁に対し、本件住居からの引っ越し費用(仲介手数料等)として、住宅扶助91,900円の支給を求める本件申請を行ったこと、⑤同月20日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件住居の賃貸借契約解除は、審査請求人が解約を申し出て、A社との間で合意解除又はこれに準じる賃借人の事由に基づく解除であることから、局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30答に照らし、敷金等の支給の可否を検討したところ、敷金等の支給は認められず、本件申請の却下を決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件住居の賃貸借契約終了の日である令和5年7月31日は、賃貸借契約書に定める契約期間内であるところ、当該物件の貸主であるA社から審査請求人に対し、あらかじめ契約解除を通知

した事実はない。これに対し、審査請求人はA社に対し、賃貸借契約を解除する旨を申し出て、解約通知書を届け出ていることから、本件住居に係る賃貸借契約は、借主である審査請求人から貸主であるA社が解除の申し出を受けたことにより、令和5年7月31日で終了したものと認められる。したがって、審査請求人の転居については、家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居をする場合とは認められず、局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30答14に照らし、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年	7月29日	諮問の受付
令和7年	8月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月18日 口頭意見陳述申立期限：8月18日
令和7年	8月22日	第1回審議
令和7年	8月28日	審査庁に回答の求め（回答：令和7年8月28日付 〇〇第2214号）
令和7年	9月19日	第2回審議
令和7年	10月22日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(2) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつか

えないこと。(後略)」と記している。

なお、局長通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (3) 課長通知第7問30答は、「「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、1から18までの場合を示し、7において「現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合」と、12において「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と、14において「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」と記している。
- (4) 課長通知の第7問35答は、「敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」との問いに対し、「必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえない。」と記している。なお、課長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和4年8月8日、審査請求人は、A社から本件住居に係る建物賃貸借重要事項説明書の説明を受け、受領した。同説明書には、家賃について月額「3.9万円」、2年間の借家人賠償保険として「12,000円」、1年毎の更新保証料として「10,000円」、契約期間について「2022年8月10日～2024年8月9日（2年）」と、更新に関する事項として「更新可」と、契約の解除については「契約後、貸主からの解約予告期間は6ヶ月以前、借主からの解約予告期間は1ヶ月以前に書面にて通知」と記載されている。
- (2) 令和4年8月10日、審査請求人は、A社と本件住居について賃貸借契約を締結した。
- (3) 令和4年8月18日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (4) 令和5年6月16日、審査請求人が処分庁に来庁し、「賃貸借契約解除について」なる文書を提出した。当該文書に「令和5年6月30日をもって賃貸借契約を解除する。」「なお、賃借人は令和5年6月30日迄に当該物件

を明け渡す事とする」と記載があったことから、処分庁職員がA社に事情を確認するため電話したところ、A社担当者より、審査請求人とA社とのトラブルを発端として審査請求人から賃貸借契約解約通知書の提出があったこと、契約解除にあたっては、A社が前述の「賃貸借契約解除について」なる文書を作成したが、審査請求人からの強い要望により、同文面に、「但し、本契約解除は合意解除ではない。」との一文を記載したことについて説明があった。

- (5) 令和5年6月20日、審査請求人が処分庁に来庁し、A社に転居費用を支払うよう要求したが断られたと述べた。そして、処分庁の担当者に住宅扶助（敷金等）支給について相談をしたところ、処分庁の担当者は、転居要件に該当していないと考えられるため、支給は難しいと伝えた。

審査請求人は、裁判を起こすことを考えている旨述べたが、処分庁担当者は審査請求人に対し、同人は次の住居も決まっていない状態であり、裁判には相当の時間がかかるであろうことから、A社に賃貸契約解除の撤回を申し出るよう助言した。

- (6) 令和5年6月26日、審査請求人が処分庁に来庁し、賃貸借契約解除日を令和5年7月末まで延長してもらおうよう交渉することを考えていると述べた。また、審査請求人から再度転居費用支給について相談があったが、処分庁担当者は、転居要件に該当していないと考えられるため支給は難しいと改めて伝えた。

- (7) 令和5年6月27日、審査請求人が処分庁に来庁し、賃貸借契約解除日が令和5年7月末に変更となったこと、新規入居者が決定したためこれ以上の延長は不可であったことを述べた。審査請求人から再度転居費用支給について相談があったため、処分庁の担当者は、課長通知第7問30答に照らし、転居要件に該当していないと考えられるため、支給は難しいと伝えた。

また、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、令和5年8月以降の生活拠点について、このままでは住居を喪失してしまうことから、救護施設への入所を提案したが、審査請求人はこれを拒否した。

- (8) 令和5年7月6日、審査請求人が処分庁に来庁し、敷金等の支給を求める本件申請書を提示した。処分庁の担当者は、審査請求人に対し、見積書等金額が確認できる書類はあるか確認したところ、審査請求人は、ないと答えた。審査請求人は、見積書等がなければ申請ができないのかと述べたため、処分庁職員は、申請ができないわけではないが、後日挙証資料の提出を求めることになる旨説明した。すると、審査請求人は、見積書等を添えて日を改めて申請をすると述べ、退庁した。

- (9) 令和5年7月10日、審査請求人が来庁し、転居費用の見積書を持参し、住宅扶助（敷金等）91,900円の支給を求める本件申請書を提出した。

- (10) 令和5年7月18日、審査請求人は処分庁に対し、本件申請に至るまでの経過を記した文書を提出した。当該文書にはおおむね前記の経過に加え、最後に、「市側は私の病気療養について、継続的通院、服薬が必要であると考えると言われていましたが、私の主張も踏まえてもらいたい」との記載があった。なお、審査請求人は〇〇〇にり患しており、処分庁からは処方薬が切れないよう、かかりつけの病院に定期的に通院するよう依頼しているが、審査請求人は「しんどい時」に服薬するという程度の考えで定期的通院については否定的見解を有しており、本件居住地に居住することで病状が増悪しているような事情を根拠づける事実は見当たらなかった。
- (11) 令和5年7月20日、処分庁は、本件申請について、ケース診断会議を行った。本件における賃貸借契約解除は、審査請求人自らが「賃貸借契約解除通知書」をA社に提出したことが原因であり、課長通知第7問30答に列挙されている転居要件に該当していないと判断し、本件申請を却下することを決定した。
- (12) 令和5年7月21日付で、処分庁は、本件処分を行った。本件処分の理由については、「あなたから申請のあった住宅扶助（敷金等）について、当所にてケース診断会議を実施しました。ケース診断会議の結果、令和5年7月31日付けでの賃貸借契約解除に伴う転居について、あなたが管理会社（中略）〔A社〕に対し、解約を申し出たことにより、賃貸借契約解除が決定したと判断しました。（中略）〔局長通知〕局第7-4-(1)-カ（中略）〔課長通知〕（第7の〔問〕30）答に列挙されている転居要件に該当していないと判断し、敷金等の支給は認められません。よって住宅扶助（敷金等）の申請について却下するものです。」と記載されていた。
- (13) 令和5年7月24日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、令和5年7月10日付けで審査請求人から住宅扶助としての転居に伴う費用の支給を求めて本件申請があったものの、審査請求人が本件住居の賃貸人であるA社に対し解約を申し出ており、局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30答に照らし、転居に際しての敷金等の支給が認められないことから、同月21日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、本件住居の賃貸借契約解除の理由は債務不履行による解除であることから、転居費用を支給しないとす本件処分は不当であると主張する。

局長通知第7の4(1)カのとおり、敷金等については、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」には、一定の範囲内において「必

要な額を認定して差しつかえないこと」とされている。また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、課長通知第7問30答14のとおり、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」とされている。さらに、課長通知第7問35答のとおり、不動産手数料及び保証料等については、敷金等として、必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえないとされている。

- (3) 本件について検討すると、①審査請求人は、A社との間で、貸主をA社、借主を審査請求人とし、本件住居について、契約期間を令和4年8月10日から令和6年8月9日までとする賃貸借契約を締結しており、貸主から契約解除する場合は、あらかじめ解約する6ヶ月以前に書面にて通知をすることが必要であるものの、A社から審査請求人に対し、解約日の6ヶ月以前に書面で通知した事実がないこと、②令和5年5月31日、審査請求人はA社に対し、同年6月30日（最終的には7月31日）をもって本件住居を退居するとして、賃貸借契約を解約することを届け出たこと、③同年6月19日、処分庁はA社から、審査請求人が本件住居を退居することになった経過等を聞き取り、審査請求人とA社の間で発生したトラブルにより、審査請求人から退居を申し出たことをA社から確認したこと、④同年7月10日、審査請求人は処分庁に対し、本件住居からの引越費用（仲介手数料等）として、住宅扶助91,900円の支給を求める本件申請を行ったこと、⑤同月20日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件住居の賃貸借契約解除は、審査請求人自身が解約を申し出ており、A社との間で合意解除又はこれに準じる借借人の事由に基づく解除を行ったものと解されることから、局長通知第7の4（1）カ及び課長通知第7問30答に照らし、敷金等の支給の可否を検討したところ、敷金等の支給は認められず、本件申請の却下を決定したことが認められる。

- (4) 本件は、審査請求人がA社に対し、管理上のトラブルから賃貸借契約を解除する旨を申し出て、これに対し貸主であるA社が合意したということに過ぎず、むしろA社が審査請求人の退去時期についても可能な限り配慮した事情も踏まえると、物件の貸主であるA社から審査請求人に対し、一方的に契約解除を通知したと評価することはできず、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居をする場合」とは認められない。

また、審査請求人には、「現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合」や「病気療養上著しく環境条件が

委員	海道	俊明
委員	福島	豪